

建設水道委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第61号議案	平成29年度長崎市一般会計補正予算（第1号） 第1条 第2項中 歳出 第4款 衛生費 第8款 土木費	原案可決
第62号議案	平成29年度長崎市水道事業会計補正予算 （第1号）	原案可決
第67号議案	長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第72号議案	財産の取得について（住宅用火災警報器）	原案可決
第75号議案	市道路線の認定について（認定3件）	原案可決
第76号議案	法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について（市道川上町出雲線の管理瑕疵による損害賠償）	原案可決

第61号議案「平成29年度長崎市一般会計補正予算 第1号」

建設水道委員会所管部分における審査の経過並びに結果について、以下、質疑・意見が集中した点を報告いたします。

土木費において、国の景観まちづくり刷新支援事業を活用し、観光地周辺及び周遊ルートの魅力的な空間づくり等の面的な景観整備を行う景観まちづくり刷新事業費が計上。委員会においては、

- ・景観に配慮した統一感のある照明を整備する考え
- ・ユニバーサルデザインを考慮に入れた道路の整備方針
- ・景観に配慮した道路の板石などを、地元業者に発注する考え

についてたすなど内容を検討。

国の景観まちづくり刷新支援事業を活用し、被爆75周年を前に、平和公園において園路の舗装改修等を行う景観まちづくり刷新事業費が計上。委員会においては、

- ・平和公園全体の今後の整備計画
- ・ベンチや手すりなどの整備費用が通常より高額となった理由

・まだ十分使用可能な手すりを交換する必要性についてたすなど内容を検討。

三世代同居・近居に係る住宅改修工事等の一部助成について、条件を拡充することに伴い増額するための子育て住まいづくり支援費補助金が計上。委員会においては、

・申し込み件数が少ない中での拡充の必要性
・今回の拡充で新築工事も対象とすることによる効果についてたすなど内容を検討。

市道川上町出雲線転落事故損害賠償金については、

・一斉点検及び対応基準をマニュアル化するなど高齢化社会に配慮した安全対策を図ってほしい
・この事故は、危機管理の欠如と言わざるを得ず、斜面市街地が多い本市にとって同様の箇所は多々あるため、全市的な安全性の確保に努めてほしい
・二度とこのような事故があってはならないことを肝に銘じ、十分対策をとってほしい

景観まちづくり刷新事業費については、

・国のモデル地区として選定されたこの好機を逃さず、観光立国の実現に向けて早期に事業化を図り、内示額の上乗せを含めて取り組んでほしい
・国からの補助があるとはいえ、明らかに割高な積算となっているため、少しでも安く事業が実施できるよう十分検討するとともに、平和公園周辺地区の整備の充実を図ってほしい
・景観アドバイザーによるデザインの指導に配慮しつつも、費用対効果を十分検討して事業を決定してほしい

子育て住まいづくり支援費補助金については、

・親世帯と同居・近居している家庭のみが支援を受けるという形ではなく、市内全ての子育て世代を応援できるよう、子育て支援施策の充実に努めてほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第67号議案「長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例」

今回の改正は、新大工町地区計画において、地区整備計画が定められた区域内の良好な都市空間の形成を図るため、当該区域内における建築物の用途及び敷地面積の最低限度の制限を定めようとするもの。委員会においては、

・条例改正に至った経緯
・景観を守るという観点から、現在計画されている高層ビルの高さを制限する考えの有無

についてたすなど内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第72号議案「財産の取得について」

本件は、市営住宅に設置している住宅用火災警報器を、更新のため新たに購入しようとするもの。委員会においては、

・入札金額に大きな差が生じた理由
・火災警報器の維持・管理の考え方
・契約方法を最低制限価格が設定されない物品購入とした理由

についてたすなど内容検討の結果、

・本件は市民の安全にかかわる問題であることから、一定の品質を確保するためにも、最低制限価格を設けるなど、市民の安全を第一に考えた入札の方法を検討して

ほしい

との要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第76号議案「法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について」

本件は、市道川上町出雲線の管理瑕疵により他人に損害を与えた事件について、被害者に対してその損害を賠償し、和解しようとするもの。委員会においては、

・事故現場は、4メートルの高低差があり、防護柵を設置すべきであったにもかかわらず、カラーコーンとロープのみで安全対策を行っていた理由

・損害賠償額と過失割合の被害者への説明状況

・市内に点在している同様の危険箇所の点検状況と安全対策

についてたすなど内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第62号議案「平成29年度長崎市水道事業会計補正予算 第1号」

第75号議案「市道路線の認定について」

以上2件につきましては、内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

以上。